

米国の公会計一州、地方政府及び非営利組織

大阪芸術大学 芸術計画学科 教授 原 光代

米国政府の会計制度は、連邦の会計基準を FASAB（会計検査院、財務省、行政管理予算庁の諮問機関）が、州及び地方政府の会計基準を GASB が策定し、90 年以降急速に改革され、現在の形に整えられた。政府会計制度の進歩により、その目的である住民の知る権利を満たすこと、民に信託された政府が資源の徴収とその配賦、使い途についてのアカウントビリティ（説明責任）を果たすことに、大きな一歩が築かれたといえる。GASB は設立当初より FASB とは姉妹関係にあるので、政府会計にも企業会計同様に発生主義を一部取り入れることを当然としてきたが、FASAB は連邦政府会計に何故発生主義が必要なのかは明示していない。発生主義は現金のやり取りを待たずに収益や費用を計上するため、関係者はその機関の財務状況をより迅速に把握することができる。言い換えれば、現金主義よりも的確に一定期間の取引の中身と流れを確認することができる。米連邦政府会計を論じる前に、まずは州政府及び地方政府の会計を俯瞰した。

米国の州は日本の都道府県とは異なり、一国としての法体系、裁判管轄権を保持している。州内の連邦裁判所で裁かれる事件もあるが、多くのケースは州の裁判所が州法に基づきこれを裁く。各州は他州とは独立した州憲法、コモンロー（判例法）、制定法を有しているため、例えば死刑の存置州であるカリフォルニアやテキサスなどと廃止州であるハワイやニューヨークなどでは刑事裁判も様相が変わる。また、交通法規も州毎に異なっている。例えば葬儀車列はノースカロライナ州では場合によっては信号無視が可能であるが、お隣のジョージア州ではそうはいかない。したがって、一続きの州間高速道路（interstate）を走っている際には気をつけねばならない。繋がった一連の高速道路であっても州境は存在する。欧州同様検問がないので、いつの間にか国境（州境）を越えてしまうのだが、そこには異なる法を持つ別世界が待っていることに留意する必要がある。

経済関連、ビジネス法規にも同様のことが言える。どの州も独自のビジネス法を有している。ただし、州際通商に関しては連邦が取り決める権限を持っているため、この分野に州が独自性を発揮する余地はない。また、破産法は連邦法であり、各州はそれぞれに独自の債権債務関連法規を定めてはいるものの、債権債務に係る争いに破産法が関係してくれば、同法が州法に優位する。さらに統一商事法典（UCC）に関しては、ルイジアナを除く全ての州がこれを採用しているため、商品すなわち動産の販売については各州で独自の

規定があるわけではなく、UCC という共通ルールに基づいて商売が進められる。しかし、不動産の売買や役務の提供に関してはコモンローの管轄であり、州毎に扱いが異なってくる。こうして法は州により異なり、各州はそれぞれに法治国家として独自性を形成しているのだが、ビジネスを支える財務や金融、その基礎となる会計基準は全米で同一である。米国で株式を上場している公開企業であれば、FASB が定めた財務会計基準に従って財務諸表を作成し SEC に提出しなければならない。州政府及び郡や市町村などの地方政府に関しては、FASB の姉妹機関である GASB が策定する政府会計基準に従う必要がある。留意したいのは、こうした会計基準を手掛けているのが FASB や GASB という“民間組織”であるという点である。会計基準は企業や政府を縛る法的側面を有しているにもかかわらず、連邦や州の議決機関ではなく、専門的な私的集団である FASB や GASB がこれを定める。主体が民間企業であれ公的機関であれ、会計の世界は民の力によってコントロールされているのである。しかも企業を対象とした米国の会計基準（GAAP）は公的機関にも適用されるだけでなく、国際会計基準 IFRS 同様、米国を越え、全世界の民間企業や NPO 等でも使われ、大きな影響を及ぼしている。

米国を構成する 50 の州政府、さらに 8 万に及ぶ地方政府の会計基準を管轄するのは GASB であるが、政府系の非営利組織（governmental not-for-profit organization）の会計基準も同様に GASB が管轄する。米国の最高法規である連邦憲法には地方自治の規定はない。地方自治法は州法であり、自治体の設立も州の権限となるため、自治制度は州によって異なっている。地方政府には郡（county）、地方自治体（municipality）及び準地方自治体（quasi-municipality）の 3 種類がある。郡は州の下部機構として住民の意思とは関係なく設置され、州の行政事務を司る。州全土は通常数十の郡に分割されており、郡の首長と議会の長は全て公選である。郡の下に地方自治体と準地方自治体がある。地方自治体とは、市（city）、町（town）、村（village）及び区（borough）を指し、地域住民の要求に基づき州が憲章を与えて生まれる行政体をいう。これに対し、準地方自治体とは、住民の意思に関係なく設立される州の代理機関で、タウン（town）、タウンシップ（township）、学区（school district）や特別区（special district）がある。特別区とは公園区や図書館区などで、代表が公選され、独自の議決機関を持つ。